

東電OL殺人事件 ゴビンダさんの無実が明らかです。

東京高裁はただちに再審開始決定を！

再審と刑の執行停止のための署名に、ご協力下さい。

1997年3月に発生した、いわゆる「東電OL殺人事件」で有罪（無期懲役）判決を受け、一貫して無実を訴えているゴビンダ・プラサド・マイナリさん（ネパール国籍）は、現在横浜刑務所に服役しながら2005年3月以来、東京高裁に再審請求を行っています。

●不確かな状況証拠だけで逆転有罪にした東京高裁

当初から事件と彼とを結びつける物証や直接証拠は皆無で、検察の主張は、状況証拠を都合よくつぎはぎしたものにはすぎませんでした。一審の東京地裁（大淵敏和裁判長）が無罪判決を言い渡した（2000年4月14日）のも当然といえます。しかし検察は控訴しただけでなく、無罪釈放され、家族の待つネパールへ帰るばかりとなっていたゴビンダさんの再拘留を請求。無罪判決を受けた人を再拘留するという前代未聞の人権侵害が強行されました。

控訴審では、検察は新しい証拠や主張をまったく提出できなかったにもかかわらず、2000年12月22日、東京高裁（高木俊夫裁判長）は、逆転有罪・無期懲役判決を言い渡し、2003年10月20日、最高裁が上告を棄却、有罪が確定しました。

●検察が隠していた最重要証拠——DNA鑑定で無実が明か！

再審請求の過程で、2011年7月、あらたなDNA鑑定が行われ、その結果ゴビンダさんではない未知の人物が事件現場で被害者と会っていたことが明らかになりました。さらに9月に検察が開示した証拠によれば、被害者の遺体に付着していた唾液がゴビンダさんとは別人のものであることが捜査段階から分かっていたことが判明しました。検察はこうした最重要な無罪証拠を隠したまま逮捕・起訴し有罪を主張し続けているのです。

●いますぐに再審開始と刑の執行停止を！

弁護団は新たなDNA鑑定（鈴木鑑定）をゴビンダさんに無罪を言い渡すべき新規明白な証拠として提出し、ただちに再審を開始し、同時に刑の執行を停止（身柄の解放）することを求めています。

ゴビンダさんは、「ここまで明かな無罪証拠が出てきたのに、なぜいつまでもここ（刑務所）にいななければならないのか」と嘆いています。

足利事件、布川事件と大きな再審事件で次々と冤罪が明らかになり無罪が続いている中、ゴビンダさん冤罪事件でも東京高裁が勇気をもって新旧の証拠を正しく評価し、遅滞なく再審開始を決定するとともに、刑の執行を停止するよう署名にご協力下さい。

無実のゴビンダさんを支える会

2枚目の要請書だけを、署名集約先にお送り下さい。こちら(1枚目)はお送り頂く必要ありません。

要請書 (事件番号 平成 17 年 (お) 第 2 号)

ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏の 再審開始と刑の執行停止を求めます。

東京高等裁判所第 4 刑事部

小川正持裁判長殿

1997 年に発生した、いわゆる「東電 OL 殺人事件」において有罪判決が確定したネパール人、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんは、ご承知のとおり、貴法廷に対して、再審の申し立てをしています。

さる 2011 年 7 月、弁護団が提出した鈴木 DNA 鑑定（再審請求補充書 8）は、「ゴビンダさん以外の第三者が現場に立ち入ったことはおよそ考えがたい」とした確定審の有罪判決を真っ向から否定する新証拠です。また 9 月に開示された唾液鑑定も、第三者が被害者と性交渉をもっていたことを立証しています。

貴裁判所が、請求人の提出した新規証拠を正當に評価し、刑事訴訟法第 448 条にもとづき、ただちに再審開始を決定されるよう、また同決定と同時に同条第 2 項にもとづき、刑の執行を停止するよう、強く要請いたします。

お名前

ご住所

署名用紙集約先：

無実のゴビンダさんを支える会

〒160-0004 東京都新宿区四谷 2-10 ハッ橋ビル 7 階 現代人文社気付

ご不明の点があれば、お問い合わせはメールか電話でお願いします。

e-mail : govinda@jca.apc.org 電話 : 080-6550-4669